

# 公益財団法人宮崎県老人クラブ連合会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人宮崎県老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動並びに地域を豊かにする社会活動を行い、高齢者福祉の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブを育成指導する事業
- (2) 老人クラブの指導者を養成する事業
- (3) 高齢者の健康づくりを推進する事業
- (4) 高齢者の創作活動を推進する事業
- (5) 地域文化を伝承する事業
- (6) 地域を支える奉仕活動を推進する事業
- (7) 高齢者福祉増進のために啓発、提言する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48

条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選定する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

（任 期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

（構 成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選任する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合におい

て、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、この法人の運営に関し会長を補佐し、必要に応じて会長に助言する。

4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (損害賠償責任の免除)

第 31 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

#### (顧問)

第 32 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(3) 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

- (4) 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第38条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。



(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織その他必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める事務局規程による。

## 第 9 章 会 員

(会 員)

第 42 条 この法人の主旨に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議による別に定める会員に関する規程による。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解 散)

第 44 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 12 章 補 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 小倉 豊 杉野初明 田中茂芳 倉掛喜有 河野タエ  
小川順平 森山勇二 黒木 弘 黒木光男 高橋 博  
監事 押領司 勲 正ヶ峯征男 上杉幸康
- 4 この法人の最初の会長は小倉 豊、常務理事は小川順平とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
終山林一 眞弓辰男 山内正信 前谷由忠 緒方干城

永山英男 飛田博温 森松好幸 佐伯正直 新見秀澄  
高尾日出夫 田高一志 那須清重 佐藤井野吉 佐藤定儀  
山口敏雄 佐伯 博 大峯綾子 甲斐厚子 矢野幸子

## 宮崎県老人クラブ連合会役員名簿

令和元年7月8日現在

役職名	氏名	所属	備考
会長	山崎 福男	宮崎市老人クラブ連合会	
副会長	馬籠 英男	都城市高齢者クラブ連合会	
"	宮本 良治	延岡市さんさんクラブ連合会	
"	今井 大司	木城町老人クラブ連合会	
"	松本 順子	宮崎市老人クラブ連合会	女性部長
常務理事	孫田 英美	県老人クラブ連合会	事務局長(学識経験者)
理事	枅屋 努	日南市高齢者クラブ連合会	
"	日高 敏夫	国富町高齢者クラブ連合会	
"	谷川 鎮夫	日之影町高齢者クラブ連合会	
"	川野 美奈子	県社会福祉協議会	副会長(学識経験者)
監事	深草 彰三	小林市友愛クラブ連合会	
"	朝比奈 紀行	高原町老人クラブ連合会	
"	脇坂 栄三郎	延岡市さんさんクラブ連合会	

## 宮崎県老人クラブ連合会評議員名簿

令和元年7月8日現在

役職名	氏名	所属	備考
評議員	弓削 哲郎	日向市高齢者クラブ連合会	
"	森 光昭	串間市高齢者クラブ連合会	
"	河野 方州	西都市高齢者クラブ連合会	
"	徳澄 季喜	えびの市高齢者クラブ連合会	
"	大浦 芳英	三股町老人クラブ連合会	
"	青山 辰男	綾町高年者クラブ連合会	
"	盛武 寛	高鍋町高齢者クラブ連合会	
"	伊藤 安夫	新富町老人クラブ連合会	
"	中武 武明	西米良村老人クラブ連合会	
"	木内 新一	川南町長寿会連合会	
"	小野 豊	都農町老人クラブ連合会	
"	津隈 ミサオ	門川町高齢者クラブ連合会	
"	甲斐 勝	諸塚村寿会連合会	
"	那須 清重	椎葉村老人クラブ連合会	
"	佐藤 井野吉	美郷町高齢者クラブ連合会	
"	富高 徹	高千穂町老人クラブ連合会	
"	篠村 亀吉	五ヶ瀬町高齢者クラブ連合会	
"	甲斐 カズ子	西米良村老人クラブ連合会	女性部
"	柿内 芳子	綾町高年者クラブ連合会	"
"	加藤 幸美	延岡市さんさんクラブ連合会	"

【事務局】 所在地 〒880-0007 宮崎市原町2-2 2 県福祉総合センター  
 電話/fax 0985-25-7800  
 事務局長 孫田 英美  
 事務局員 江口 勝一郎 日高 有紀

# 平成30年度事業報告

## I 事業の概要

- 平成30年度は、老人クラブの全国三大運動であり、活動目的である「健康・友愛・奉仕」を推進するため、継続的に各種事業を実施した。  
具体的には、老人クラブ会員の健康を増進するために「第17回さんさんクラブ宮崎スポーツ大会」を実施するとともに「シルバーボランティアリーダー研修会」を開催した。  
その他、会員の生きがいづくりとしての「さんさんクラブ宮崎作品展示会」や会員にきめ細かな活動情報等を提供するため、年3回機関誌「県老連だより」を発刊した。  
また、各市町村の地域づくりを支援するため、高齢者の知恵と技の活用、地域文化・伝承に資する情報の提供を行った。
- 一方で、全国的に老人クラブ数、会員数ともに急速に減少してきており、積極的に活動を継続するにも拘わらず、本県においても同様の減少傾向が続いている。  
このような状況を踏まえ、平成26年度に全国でスタートした「百万人会員増強運動」に連動して、当連合会でもさんさんクラブ宮崎「会員加入促進・クラブ活性化運動」の取り組みを行った。
- 平成30年度事業については、主要な事業については概ね計画通りに事業を完了することができた。  
一方で、会員の加入促進及び老人クラブ傷害保険の加入促進等の重要課題については十分な成果をあげることができなかった。平成31年度はこれらの取り組みを更に強化していく必要がある。

## II 会議関係

### 1 理事会

#### (1) 第1回理事会

- ① 期日・場所 平成30年5月31日(木) 県福祉総合センター
- ② 議事  
ア 平成29年度事業報告に関する件  
イ 平成29年度収支決算に関する件  
ウ 平成30年度定時評議員会の招集に関する件

#### (2) 第2回理事会

- ① 期日・場所 平成30年6月22日(金) ホテルスカイタワー
- ② 議事  
会長、副会長、常務理事の選定に関する件

#### (3) 第3回理事会

- ① 期日・場所 平成30年7月12日(木)
- ② 議事  
ア 第43回宮崎県さんさんクラブ大会に関する件

- イ 県老連会長表彰の審査（表彰選考委員会）に関する件
- ウ 大会宣言に関する件

#### (4) 第4回理事会

- ① 期日・場所 平成31年3月20日（水） 県福祉総合センター
- ② 議 事
  - ア 平成30年度収支補正予算に関する件
  - イ 平成31年度事業計画に関する件
  - ウ 平成31年度収支予算に関する件
  - エ 事務局長辞任に伴う後任者選任に関する件
  - オ 平成30年度第2回評議員会招集に関する件

### 2 評議員会

#### (1) 定時評議員会

- ① 期日・場所 平成30年6月22日（金） ホテルスカイタワー
- ② 議 事
  - ア 平成29年度事業報告に関する件
  - イ 平成29年度収支決算に関する件
  - ウ 評議員の選任(補充)に関する件
  - エ 理事・監事の選任に関する件

#### (2) 第2回評議員会

- ① 期日・場所 平成31年3月28日（木） 県福祉総合センター
- ② 議 事
  - ア 平成30年度収支補正予算に関する件
  - イ 平成31年度事業計画に関する件
  - ウ 平成31年度収支予算に関する件

### 3 監事会

- ① 期日・場所 平成30年5月18日（金）、31日（木）  
県福祉総合センター
- ② 内 容  
平成29年度事業及び収支決算の監査

### 4 諸会議

#### (1) 県内会議

- 市町村老連女性部長及び事務局長等会議
  - ① 期日・場所 平成30年4月19日（木） 県福祉総合センター
  - ② 議 題
    - ア 平成30年度県老連事業計画概要について
    - イ 平成30年度の主な事業について
    - ウ 連絡事項について

(2) 県外会議

- 1) 全老連定時評議員会  
期 日 平成30年6月19日(火)
- 2) 全老連第2回評議員会  
期 日 平成31年3月12日(火)
- 3) 都道府県・指定都市老連女性代表者会議  
期 日 平成30年5月15日(火)
- 4) 都道府県・指定都市老連会長・事務局長合同会議  
期 日 平成31年2月4日(月)～5日(火)
- 5) 都道府県・指定都市老連新任事務局長・職員研修会  
期 日 平成30年4月27日(金)
- 6) 九州各県・指定都市老連連絡協議会  
期 日 平成31年2月14日(木)～15日(金)  
場 所 福岡県北九州市
- 7) 九州各県・指定都市老連事務局長会議  
期 日 平成30年8月23日(木)～24日(金)  
場 所 福岡県北九州市

### Ⅲ 研修関係

#### 1 県内研修

(1) 平成30年度市町村さんさんクラブリーダー研修会

- 1) 日 時 平成30年6月21日(木)～22日(金)
- 2) 場 所 宮崎市 ホテルスカイタワー
- 3) 参加者 117名(全市町村老連)、4名(県老連)
- 4) 内 容

【1日目】

- ・基調講演1 演題：金融犯罪の手口と対策  
講師：一般社団法人宮崎県銀行協会  
常務理事兼事務局長 永野 貴士 氏
- ・基調講演2 演題：感染症対策について  
講師：宮崎県健康増進課感染症対策室  
主任技師 立山 諒 氏  
技 師 安部 晴香 氏

【2日目】

- ・事例発表
  - ・コマソール都商と高齢者クラブのコラボ活動について  
(都城市高齢者クラブ連合会 田原 三郎 事務局長)
  - ・川南町長寿会連合会の主な活動について  
(川南町長寿会連合会 井上 源之助 会長)

(2) シルバーボランティアリーダー研修会

- 1) 内 容 (3地区とも同一)

①講 義

「食事を通じた高齢者の健康づくり」について

- ・講師：宮崎県栄養士会

②講 義

「高齢者の交通安全」について

- ・講師：宮崎北警察署、都城警察署、延岡警察署職員

2) 実施状況

地 区	期 日	会 場	参加者数
県央、西都・児 湯	平 30.7.18	宮崎市民プラザ	282
北諸、西諸、県南	" 30.7.26	都城市総合文化ホール	222
県北、日向・入 郷	" 30.7.11	延岡市総合文化センター	210

2 県外研修

(1) 平成30年度九州ブロック老人クラブリーダー研修会

- 1) 期 日 平成30年7月5日(木)～6日(金)
- 2) 場 所 鹿児島県鹿児島市 城山ホテル鹿児島

(2) 第30回老人クラブ女性リーダーセミナー

- 1) 期 日 平成30年10月11日(木)～12日(金)
- 2) 場 所 東京都全社協会議室
- 3) 出席者 宮崎県老連評議員 加藤 幸美

(3) 第24回「在宅福祉を支える友愛活動」セミナー

- 1) 期 日 平成31年1月30日(水)～31日(木)
- 2) 場 所 東京都全社協会議室
- 3) 出席者 高鍋町高齢者クラブ連合会長 盛武 寛

IV 大会等

1 県内大会等

(1) 第43回宮崎県さんさんクラブ大会

- 1) 期 日 平成30年8月28日(火)
- 2) 場 所 宮崎市民文化ホール
- 3) 参加者 約1,000名
- 4) 表 彰

① 宮崎県知事表彰

- ・ 優良老人クラブ 8クラブ
- ・ 優良老人クラブ会員 11名

② 宮崎県老人クラブ連合会会長表彰

- ・ 老人クラブ役員永年勤続功労者 49名



・ 会員加入促進功労賞

ア 会員拡大功労クラブの部	14クラブ
イ 復活クラブの部	1クラブ
ウ 新規発足クラブの部	11クラブ

③ 全国老人クラブ連合会会長「活動賞」伝達

都城市 沖水地区さんさんクラブ山野原

④ 全国老人クラブ連合会会長「100万人会員増強運動特別賞」伝達

宮崎市 宮本高齢者クラブ

都農町 湯の本老人クラブ

新富町 ときわクラブ

西都市 右松米寿クラブ

5) 第2部 記念講演・アトラクション

(記念講演)

演題：「高齢者の方に気をつけていただきたいこと」

講師：宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課

企画指導補佐 松尾 勇作 氏

(アトラクション)

小田矢 かな 氏 (宮崎県警穏やかなまちづくり広報大使)

(2) 第17回さんさんクラブ宮崎スポーツ大会

1) 期 日 平成30年10月19日(金)

2) 場 所 県総合運動公園

3) 参加者

① ゲートボール 21チーム 123名

② 四半的弓道 14チーム 74名

③ グラウンド・ゴルフ 123チーム 615名

④ ペタンク 21チーム 65名

競技者合計 179チーム 877名

競技役員合計 54名

(3) 第52回さんさんクラブ宮崎作品展示会

1) 展示期間 平成30年12月6日(木)～12月8日(土)

2) 場 所 宮崎県立美術館 県民ギャラリー

3) 出品数

書 44 絵画 65 彫刻 7 写真 26 手芸 260

工芸 69 その他 8 計 479点

4) 表彰

特別賞(宮崎県知事表彰ほか)……40名 無鑑査……8名

努力賞……39名 アイデア賞……1名

奨励賞……1クラブ 高齢者賞……36名

5) 入場者数 1,171名

## 2 県外大会

(1) 第31回全国健康福祉祭(ねんりんピック富山2018)美術展

1) 期 日 平成30年11月3日(土)～6日(火)

2) 美術展出品状況

第51回さんさんクラブ宮崎作品展示会で特別賞を受賞した作品から5部門5点を出品した。1点が最高齢者賞を受賞した。

(2) 第47回全国老人クラブ大会

1) 期 日 平成30年12月4日(火)～5日(水)

2) 場 所 沖縄県宜野湾市

3) 参加者 12名(本県関係)

4) 表 彰(本県関係)

全国老人クラブ連合会会長表彰

① 老人クラブ育成功労表彰

宮崎市 山田時治

新富町 居積 望

② 優良郡市区町村老人クラブ連合会表彰

小林市友愛クラブ連合会

川南町長寿会連合会

## VI その他の事業等

### 1 老年開発講師団派遣事業

(1) 派遣状況

・派遣市町村 4市町

・派遣講師数 4名

・受講者数 205名

(2) 講座内容

・教養講座

### 2 高齢者の知恵と技(くらしの名人)普及・活用事業

(1) くらしの名人派遣状況

・派遣市町村 4市町

・派遣名人 延679名

・受講者数 8,421名

(2) 講座内容

・短歌、書道、手芸等

### 3 「老人の日・老人週間」「全国一斉社会奉仕の日」の活動

各市町村老連や単位クラブで健康づくり、友愛訪問、子どもの見守り活動、清掃奉仕等の活動を行い、老人クラブの意欲と姿勢を示した。

活動区分ごとの参加者

健康活動 2,239名 友愛活動 793名 奉仕活動 7,016名

その他活動 365名 合計 10,413名

### 4 地域文化伝承事業

第52回さんさんクラブ宮崎作品展示会において「地域文化伝承体験コーナー」

を設けた。

- (1) 期 日 平成30年12月8日(土)
- (2) 場 所 県立図書館1階ギャラリー
- (3) 内 容 国富町高連…わら細工(しめ縄)
- (4) 体験者数 79名

## 5 広報事業

- (1) 県老連だより…6月、11月、2月の3回発行 各41,300部
- (2) ホームページの運用

## 6 指定旅館・ホテル、図書取扱事業

### (1) 指定旅館・ホテル事業

会員の福利厚生に寄与することを目的に旅館・ホテルを指定した。

・ 指定数(平成30年度末現在) 8(県内1、県外7)

### (2) 図書取扱事業

全国老人クラブ連合会発行の各種図書を、市町村老連の注文に応じ、発注のうえ手数料を徴して市町村老連へ発送する。

手数料収入 66,082円

## 7 老人クラブ傷害保険の加入促進

会員が安心してクラブ活動ができるよう、全老連が推奨している老人クラブ傷害保険の加入促進を行った。

クラブ数 368クラブ

加入者数 6,376人

加入率 14.8%

(加入率：平成31年3月末の加入者数を、平成30年3月末の会員総数で除した数値)

貸借対照表

平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,157,857	3,906,174	△ 1,748,317
未収金	200,001	1	200,000
前払金	67,610	67,610	0
立替金	45,430	43,580	1,850
流動資産合計	2,470,898	4,017,365	△ 1,546,467
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	10,400,000	10,333,000	67,000
基本財産合計	10,400,000	10,333,000	67,000
(2) 特定資産			
基金預金(特)	98,176,818	98,624,818	△ 448,000
特定資産合計	98,176,818	98,624,818	△ 448,000
(3) その他固定資産			
什器備品	1	1	0
その他固定資産合計	1	1	0
固定資産合計	108,576,819	108,957,819	△ 381,000
資産合計	111,047,717	112,975,184	△ 1,927,467
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	184,148	208,334	△ 24,186
預り金	118,111	95,287	22,824
流動負債合計	302,259	303,621	△ 1,362
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	302,259	303,621	△ 1,362
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	110,745,458	112,671,563	△ 1,926,105
正味財産合計	110,745,458	112,671,563	△ 1,926,105
負債及び正味財産合計	111,047,717	112,975,184	△ 1,927,467

貸借対照表内訳表  
平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
<b>I 資産の部</b>					
<b>1. 流動資産</b>					
現金預金	352,200	0	1,805,657	0	2,157,857
未収金	0	200,001	0	0	200,001
前払金	67,610	0	0	0	67,610
他会計短期貸付金	0	0	8,790,571	△ 8,790,571	0
立替金	0	0	45,430	0	45,430
流動資産合計	419,810	200,001	10,641,658	△ 8,790,571	2,470,898
<b>2. 固定資産</b>					
(1) 基本財産					
投資有価証券	10,400,000	0	0	0	10,400,000
基本財産合計	10,400,000	0	0	0	10,400,000
(2) 特定資産					
基金預金(特)	0	0	98,176,818	0	98,176,818
特定資産合計	0	0	98,176,818	0	98,176,818
(3) その他固定資産					
什器備品	1	0	0	0	1
その他固定資産合計	1	0	0	0	1
固定資産合計	10,400,001	0	98,176,818	0	108,576,819
資産合計	10,819,811	200,001	108,818,476	△ 8,790,571	111,047,717
<b>II 負債の部</b>					
<b>1. 流動負債</b>					
未払金	59,127	0	125,021	0	184,148
預り金	3,005	0	115,106	0	118,111
他会計短期借入金	7,490,324	1,300,247	0	△ 8,790,571	0
流動負債合計	7,552,456	1,300,247	240,127	△ 8,790,571	302,259
<b>2. 固定負債</b>					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	7,552,456	1,300,247	240,127	△ 8,790,571	302,259
<b>III 正味財産の部</b>					
<b>1. 指定正味財産</b>					
<b>2. 一般正味財産</b>	3,267,355	△ 1,100,246	108,578,349	0	110,745,458
正味財産合計	3,267,355	△ 1,100,246	108,578,349	0	110,745,458
負債及び正味財産合計	10,819,811	200,001	108,818,476	△ 8,790,571	111,047,717

正味財産増減計算書

平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	40,000	40,000	0
特定資産運用益			
特定資産受取利息	725,006	725,045	△ 39
受取会費			
分担金収入	3,776,000	3,924,000	△ 148,000
事業収益			
スポーツ大会参加料収益	265,500	274,500	△ 9,000
指定旅館事業収益	800,000	1,000,000	△ 200,000
事業収益計	1,065,500	1,274,500	△ 209,000
受取補助金等			
運営費等補助金	3,990,000	3,990,000	0
活動推進員設置費補助金	6,824,000	6,824,000	0
共同募金配分金	200,000	160,000	40,000
ふるさと愛の基金配分金	300,000	300,000	0
新分野チャレンジ支援補助金	0	945,000	△ 945,000
受取補助金等計	11,314,000	12,219,000	△ 905,000
雑収益			
受取利息	52	69	△ 17
広告料収入	453,120	511,790	△ 58,670
図書販売手数料	66,082	67,424	△ 1,342
雑収益	12,356	27,854	△ 15,498
雑収益計	531,610	607,137	△ 75,527
経常収益計	17,452,116	18,789,682	△ 1,337,566
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	6,917,923	6,917,923	0
福利厚生費	910,081	899,340	10,741
旅費交通費	2,921,405	3,113,501	△ 192,096
通信運搬費	415,662	424,381	△ 8,719
消耗品費	691,587	741,432	△ 49,845
印刷製本費	1,987,452	2,330,412	△ 342,960
賃借料	859,847	836,983	22,864
保険料	80,000	89,600	△ 9,600
諸謝金	180,000	175,000	5,000
支払負担金	105,500	124,000	△ 18,500
委託費	541,839	991,360	△ 449,521
雑費	195,090	232,162	△ 37,072
事業費計	15,806,386	16,876,094	△ 1,069,708
管理費			
給料手当	1,193,887	1,193,887	0
福利厚生費	133,641	131,996	1,645
会議費	339,096	281,940	57,156
渉外費	0	40,000	△ 40,000
旅費交通費	17,260	3,400	13,860
通信運搬費	0	6,200	△ 6,200
消耗品費	37,214	47,934	△ 10,720
印刷製本費	10,150	11,880	△ 1,730
賃借料	351,228	350,028	1,200
租税公課	480	1,440	△ 960
支払負担金	587,000	583,000	4,000
委託料	400,795	526,769	△ 125,974
雑費	49,084	35,402	13,682
管理費計	3,119,835	3,213,876	△ 94,041
経常費用計	18,926,221	20,089,970	△ 1,163,749
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,474,105	△ 1,300,288	△ 173,817
基本財産評価損益等	67,000	3,000	64,000
特定資産評価損益等	△ 448,000	△ 723,500	275,500
評価損益等計	△ 381,000	△ 720,500	339,500
当期経常増減額	△ 1,855,105	△ 2,020,788	165,683

正味財産増減計算書

平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,855,105	△ 2,020,788	165,683
法人税、住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,926,105	△ 2,091,788	165,683
一般正味財産期首残高	112,671,563	114,763,351	△ 2,091,788
一般正味財産期末残高	110,745,458	112,671,563	△ 1,926,105
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	110,745,458	112,671,563	△ 1,926,105

正味財産増減計算書内訳表  
平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	40,000	0	0	40,000
特定資産運用益				
特定資産受取利息	0	0	725,006	725,006
受取会費				
分担金収入	1,888,000	0	1,888,000	3,776,000
事業収益				
スポーツ大会参加料収益	265,500	0	0	265,500
指定旅館事業収益	0	800,000	0	800,000
事業収益計	265,500	800,000	0	1,065,500
受取補助金等				
運営費等補助金	3,990,000	0	0	3,990,000
活動推進員設置費補助金	5,650,000	0	1,174,000	6,824,000
共同募金配分金	200,000	0	0	200,000
ふるさと愛の基金配分金	300,000	0	0	300,000
受取補助金等計	10,140,000	0	1,174,000	11,314,000
雑収益				
受取利息	25	0	27	52
広告料収入	453,120	0	0	453,120
図書販売手数料	0	66,082	0	66,082
雑収益	9,756	0	2,600	12,356
雑収益計	462,901	66,082	2,627	531,610
経常収益計	12,796,401	866,082	3,789,633	17,452,116
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	6,065,725	852,198	0	6,917,923
福利厚生費	787,570	122,511	0	910,081
旅費交通費	2,921,405	0	0	2,921,405
通信運搬費	415,662	0	0	415,662
消耗品費	691,587	0	0	691,587
印刷製本費	1,782,252	205,200	0	1,987,452
賃借料	859,847	0	0	859,847
保険料	80,000	0	0	80,000
諸謝金	180,000	0	0	180,000
支払負担金	105,500	0	0	105,500
委託費	541,839	0	0	541,839
雑費	194,550	540	0	195,090
事業費計	14,625,937	1,180,449	0	15,806,386
管理費				
給料手当	0	0	1,193,887	1,193,887
福利厚生費	0	0	133,641	133,641
会議費	0	0	339,096	339,096
旅費交通費	0	0	17,260	17,260
消耗品費	0	0	37,214	37,214
印刷製本費	0	0	10,150	10,150
賃借料	0	0	351,228	351,228
租税公課	0	0	480	480
支払負担金	0	0	587,000	587,000
委託料	0	0	400,795	400,795
雑費	0	0	49,084	49,084
管理費計	0	0	3,119,835	3,119,835
経常費用計	14,625,937	1,180,449	3,119,835	18,926,221
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,829,536	△ 314,367	669,798	△ 1,474,105
基本財産評価損益等	67,000	0	0	67,000
特定資産評価損益等	0	0	△ 448,000	△ 448,000
評価損益等計	67,000	0	△ 448,000	△ 381,000
当期経常増減額	△ 1,762,536	△ 314,367	221,798	△ 1,855,105



正味財産増減計算書内訳表  
平成 30年 4月 1日 から平成 31年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 1,762,536	△ 314,367	221,793	△ 1,855,105
他会計振替額	0	△ 232,995	232,995	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,762,536	△ 547,362	454,793	△ 1,855,105
法人税、住民税及び事業税	0	71,000	0	71,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,762,536	△ 618,362	454,793	△ 1,926,105
一般正味財産期首残高	5,029,891	△ 481,884	108,123,556	112,671,563
一般正味財産期末残高	3,267,355	△ 1,100,246	108,578,349	110,745,458
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,267,355	△ 1,100,246	108,578,349	110,745,458

財産目録  
平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金			15,151		
	普通預金	宮崎銀行/県庁支店 1098565	公益目的事業会計 運転資金として	2,142,706		
		宮崎銀行/県庁支店 1240881	全会計 運転資金として	352,200		
	未収金	指定旅館料	収益事業等会計	1,790,506		
	前払金	宮崎文化振興協会他	31年度会場使用料	200,001		
	立替金	各市町村老連	法人会計 会員章	67,610		
		各市町村老連	法人会計 社会奉仕の旗	45,430		
				37,450		
			7,980			
流動資産合計				2,470,898		
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	大和証券 10年国債 340	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業で使用している	10,400,000	
						特定資産
	投資有価証券	大和証券 10年国債335	46,755,000			
	その他固定資産	定期預金	宮崎銀行/県庁支店	同上	77,250	
		普通預金	宮崎銀行/県庁支店 1240881	同上	469,568	
		什器備品	プロジェクター	公益目的保有財産として使用している	1	
	固定資産合計				108,576,819	
資産合計				111,047,717		
(流動負債)	未払金	福山通運	宅配料	184,148		
			電話代	31,860		
			社会保険料	7,467		
			旅費	125,021		
				19,800		
	預り金	職員	社会保険料	118,111		
			源泉所得税	40,800		
			住民税	23,411		
				53,900		
流動負債合計				302,259		
固定負債合計				0		
負債合計				302,259		
正味財産				110,745,458		